

○日立市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成24年12月26日

規則第50号

改正 平成26年2月27日規則第5号

平成27年5月29日規則第43号

平成28年3月30日規則第19号

平成29年3月30日規則第10号

令和2年3月27日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行並びに日立市手数料条例（昭和46年条例第5号。以下「手数料条例」という。）第4条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の減額に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この号において同じ。）であって建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この号において同じ。）が交付したものに限り、当該適合していることを証する

対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、）の交付を受けた場合にあっては、当該書面

(2) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては、当該確認済証の写し

(3) 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合にあっては、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本及び副本（当該申出に係る低炭素建築物新築等計画に同法第6条の3第1項の規定において構造計算適合性判定を要するものとされる部分が含まれている場合にあっては、同条第7項に規定する適合判定通知書）

（平26規則5・平27規則43・平29規則10・一部改正）

（計画の通知）

第3条 法第54条第3項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（様式第1号）に建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

（認定申請の取下げ）

第4条 認定申請又は変更認定申請をした者は、市長が認定又は変更認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第2号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の通知を行った場合で前項の取下届の提出があったときは、取下通知書（様式第3号）により建築主事に通知しなければならない。

3 第1項の取下届の副本は、申請書の副本とともに申請をした者に返還する

ものとする。

(報告)

第5条 認定建築主は、法第56条の規定により認定低炭素建築物新築等計画の建築物の状況の報告を求められた場合には、状況報告書(様式第4号)により、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。

(取消しの通知)

第6条 法第58条の規定により認定を取り消した場合は、認定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の減額)

第7条 手数料条例第4条の規定に基づき市長が手数料条例別表5その他の表第12項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料を減額できる場合は、次の表の左欄の掲げる場合とし、その減額する額は、同表の右欄に掲げる額とする。

第2条第1号の書面がある場合	(1) 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅の部分の一の住戸をいう。以下同じ。)である場合において、単位住戸が1のとき ア 単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは24,000円 イ 単位住戸の床面積が200平方メートル以上のときは28,000円 (2) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合において、単位住戸が2以上のとき ア 単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは49,000円 イ 単位住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは79,000円 ウ 単位住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは126,0
----------------	---

00円

エ 単位住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のときは167,000円

(3) 認定の対象が住宅（認定の対象が2以上の単位住戸を有するものに限る。）である場合

ア 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは49,000円

イ 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは79,000円

ウ 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは126,000円

エ 住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のときは167,000円

(4) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合において、建築物について、法第54条第1項第1号に規定する基準（以下「誘導すべき基準」という。）に適合するかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（以下「標準入力法・主要室入力法」という。）によるとき

ア 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは181,000円

イ 建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは223,000円

ウ 建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは284,00

	<p>0円</p> <p>エ 建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは370,000円</p> <p>オ 建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは432,000円</p> <p>カ 建築物の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは503,000円</p> <p>キ 建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上のときは559,000円</p> <p>(5) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合において、建築物について、誘導すべき基準に適合するかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下「モデル建物法」という。）によるとき</p> <p>ア 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは64,000円</p> <p>イ 建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは78,000円</p> <p>ウ 建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは99,000円</p> <p>エ 建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは129,000円</p> <p>オ 建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは151,000円</p>
--	--

	<p>カ 建築物の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは175,000円</p> <p>キ 建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上のときは195,000円</p> <p>(6) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては、建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じて(3)の規定により算出した額に、(4)の規定中「建築物の床面積の合計」とあるのを「建築物の住宅以外の部分の床面積の合計」と読み替えて同号に規定する額を加算した額</p>
--	---

2 手数料条例第4条の規定に基づき市長が手数料条例別表5その他の表第13項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料を減額できる場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その減額する額は、同表の右欄に掲げる額とする。

<p>第2条第1号の書面がある場合</p>	<p>(1) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合において、単位住戸が1のとき</p> <p>ア 単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは12,000円</p> <p>イ 単位住戸の床面積が200平方メートル以上のときは14,000円</p> <p>(2) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合において、単位住戸が2以上のとき</p> <p>ア 単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは25,000円</p> <p>イ 単位住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは40,000円</p> <p>ウ 単位住戸の床面積の合計が2,000平方メートル</p>
-----------------------	---

	<p>以上5,000平方メートル未満のときは63,000円</p> <p>エ 単位住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のときは84,000円</p> <p>(3) 認定の対象が住宅（認定の対象が2以上の単位住戸を有するものに限る。）である場合</p> <p>ア 住宅の床面積の合計が（設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした住宅にあっては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計。以下この号において同じ。）300平方メートル未満のときは25,000円</p> <p>イ 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは40,000円</p> <p>ウ 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは63,000円</p> <p>エ 住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のときは84,000円</p> <p>(4) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合において、建築物について、誘導すべき基準に適合するかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法によるとき</p> <p>ア 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは91,000円</p> <p>イ 建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは112,000円</p> <p>ウ 建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは142,000円</p> <p>エ 建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以</p>
--	--

	<p>上 5,000平方メートル未満のときは185,000円</p> <p>オ 建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは216,000円</p> <p>カ 建築物の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは251,000円</p> <p>キ 建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上のときは280,000円</p> <p>(5) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合において、建築物について、誘導すべき基準に適合するかどうかの基準が、モデル建物法によるとき</p> <p>ア 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは32,000円</p> <p>イ 建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは39,000円</p> <p>ウ 建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは50,000円</p> <p>エ 建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは65,000円</p> <p>オ 建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは75,000円</p> <p>カ 建築物の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは87,000円</p>
--	--

	<p>キ 建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上のときは98,000円</p> <p>(6) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては、建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じて(3)の規定により算出した額に、(4)の規定中「建築物の床面積の合計」とあるのを「建築物の住宅以外の部分の床面積の合計」と読み替えて同号に規定する額を加算した額</p>
--	---

(令2規則16・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（日立市処務規則の一部改正）

2 日立市処務規則（昭和38年規則第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年規則第43号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にされた処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に使用している帳票は、補正して当分の間使用することができる。

附 則（平成 29 年規則第 10 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行する。